

「循環型社会・ごみ半減をめざす 条例・プラン推進部会」について

1 設置目的

平成27年3月に策定した「新・京都市ごみ半減プラン」の進捗管理と、ごみ減量の取組、資源の有効利用等を着実に推進していくため、京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（以下「規則」という。）第38条第1項に基づき、京都市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の下に、標記の部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 設置時期

第57回京都市廃棄物減量等推進審議会（平成27年8月3日）での承認を経て、平成27年8月31日に設置

3 構成

（1）委員定数

10名程度

（3）部会長

規則に基づき、審議会会長から御指名いただく。

4 過去の開催概要

| | | | |
|-----|-------------|--------------|--|
| H27 | H28. 1. 15 | 第1回条例プラン推進部会 | ・食品ロス削減等の市民・事業者の行動場面別ごみ減量メニューの検討 |
| | H28. 3. 4 | 第2回条例プラン推進部会 | ・市民・事業者の行動場面別ごみ減量メニューの策定に向けて（提言）（案） |
| H28 | H28. 10. 27 | 第3回条例プラン推進部会 | ・「新・京都市ごみ半減プラン」の進捗状況 ・ごみ減量の推進と効果検証について ・食品ロス削減に向けた取組の検討 |
| | H29. 3. 14 | 第4回条例プラン推進部会 | ・ごみ量の数値目標に関する見直しについて ・2R行動ガイド「しまつのこころ得」(案)について |
| H29 | H29. 7. 31 | 第5回条例プラン推進部会 | ・「新・京都市ごみ半減プラン」の進捗状況 ・ごみ減量の数値目標に関する見直しについて ・2R効果検証調査の進め方について ・商慣習の見直しに関する社会実験について |

＜参考＞京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抄）

（部会）

第38条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。